

北広島町農業委員会第11回総会議事録

事務局 (第11回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局 (事務局報告)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

10番 1番について説明します。譲受人に先日電話にてお話しを伺いました。譲受人と譲渡人はいこの関係にあたります。譲渡人は相続によってこの申請地を持つことになりましたが、農業経験がないため譲受人であるいこのに贈与することにしました。申請地の周囲は南面と北面が宅地となっており、その他は田です。譲受人は広島市に住んでおりますが、日曜ごとにこちらに来て農業をしております。技術、機械、労働力について問題ありませんし、また他の農地への影響もありません。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

6番 内容については議案書摘要欄のとおりです。5月13日に譲受人と面談しました。まず、申請地近くの宅地の売買が先にあり、その後宅地の周りの農地をすべて贈与で譲られたということです。現在は譲受人の自宅は町外となっており、町外で仕事をしておられますが、登記が済んだ後こちらに引越してくるということです。田はすでに第三者に耕作してもらっているので今年は畑作りからしたいということです。田の耕作は来年からとなります。全部耕作要件からみて適当でありますし、周辺農地についても影響はないこ

とは確認いたしました。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

3 番 この農地はこれまでは具体的にはどなたが耕作されてきたのでしょうか。地元集積などは考えられなかったのでしょうか。

6 番 これまでの耕作は、まず譲渡人に譲られる前の所有者、その方が亡くなられたのでその後、現譲渡人が畑の部分は耕作されておられた。田についてはここ何年か別の耕作者が作られておられました。今はなかなか田を借りて作りたいという方がない。地域としてはこうして人が増えるのはうれしいことであります。

3 番 以前、農業委員会で農地を取得しての自ら耕作要件の扱い方について、すでに法人や地元の地域営農になっていた農地が、別の方が競売など取得したような状況に限っては、自ら耕作要件で「誰か法人に貸すのではなくて自分で耕作しなさい」とこの農業委員会としては認めていいんじゃないか、というような申し合わせ事項があったと思います。そのところは慎重に検討して、今年は別の耕作者が耕作するけれども、来年からは自分で耕作すると。現耕作者はその辺のところはどうなのでしょう。わかっておられるのでしょうか。

6 番 現在公式な貸し借りではないと思いますので、そこまで言えないというところと、宅地売買にかかわっての農地の贈与なので誰かが作ってくれないといけないような状況です。この近くにはまだまだ耕作放棄地がありますから現耕作者は営農を拡大する意志があれば、ほかの農地を探されると思います。

3 番 通作距離、耕作日程だけで判断しない、というような申し合わせがあったとは思いますが、町外に勤めながら耕作というのは現実的には可能なんですか。

6 番 そうです。本人自ら耕作して行くんだという意志は確認しております。

3 番 わかりました。

会 長 この件についてほかにご意見ご質問等はございませんか。

1 4 番 この譲受人は耕作経験がおありなんのでしょうか。どのような理由での移転でもいいわけですが、私の地域にも農業の全く経験のない人が入って来られましたが、「圃場の草がこれほどとは思わなかった」と言われておりました。地域の者が行って草刈りをしないとどうしようもない。役場の方にも去年も見に来られました。まったく刈ってないんです。中山間直接支払交付金の方にも関わってくる。私もその方のところへ行って話を聞いたりしました。「体調が悪くてできない」といわれるので「それならシルバー人材センターに頼むとか方法がある」、そうでないと隣地が困る等、話して話はずいたので、いまだに刈ってない。中山間の4期についてはこの農地は対象農地から外してほしい、ということになっている。といことで隣地は非常に困っておる。売買であろうと、贈与であ

ろうと移転については構わないが、農業委員としてそういう提言はしていかないといけないと思う。

6 番 計画の中には草地の草刈りも計画されております。やる気があるな、という感じには見受けられました。

14 番 農業委員会がそこまで言う必要がないかもしれませんが、やはりこういう事案が発生したときには言うべきではないか、と思います。

会 長 私も少し知っておりますので、補足説明します。現況地番図を見て下さい。宅地が2つあります。もともとの所有者の宅地が西側の家。その後そこに所有された方が農家民宿をするということで、東側の農地を借り受けて転用をかけて建物を建てられました。その方は最初独り者でありましたが、今回の譲渡人と結婚されたようです。その方が多少畑の耕作をされておりました。農家民宿ですから自分で作った米や野菜を使って料理を出しておられた。この地域の方も非常に喜んで受け入れてやっておられたんですが、所有者の方が先年亡くなられた。それで残った妻である譲渡人が困っておるという話はきいておりました。民宿を挟んだ裏側と前が県道です。県道の隣の「田」と書いてある細長い田のところは道路改良で道路拡張された部分ですので今は道になっております。斜線部分だけ農地として残っておる。それから川はさんだ対岸に大きい田があるんですが周囲に非常に影響の少ない農地だと思います。今現に耕作しておられる耕作者はその地域の中では一番たくさん面積は広く作っている方です。自己完結型の農業をしておられます。法人化をしたらどうかということで、勉強会をしているということです。地域の人たちはここがちょうどこの地域の上と下の間で、人里離れたところですからそれほど重要なところだと意識しておられない、と聞いております。

この件についてほかにご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

17 番 譲受人は町外からIターンでこの地域に移り住んで来られました。現地調査を5月21日に行い、譲受人に話を伺いました。申請地のほとんどが譲受人の家に隣接しています。譲渡人の農地を借りるという形で数年前から野菜など作って来られました。農地は山寄せの土地で良好とはいえませんが、熱心に農業をされております。譲受人は機械も所有しており、草刈りの管理も十分であります。周辺農地への影響もありません。以上のこ

とから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

10 番 5月15日に詳細の聞き取りを行いました。内容については議案書摘要欄のとおりです。譲渡人と譲受人はいとこの関係にあたります。この申請地はすでに譲受人が管理耕作しております。譲受人は30年来農業をしていますし、機械も所有しています。周辺農地への影響もありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。

会 長 贈与に間違いありませんね。

10 番 はい。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

10 番 5月15日に詳細の聞き取りを行いました。内容については議案書摘要欄のとおりです。譲渡人は遺言実行者であります。お祖父さんの養子にあたります。平成24年2月に遺言所が作成されておりましたが、平成25年6月に亡くなられました。そのためにこの度の申請になっております。すでにこの農地は譲受人が耕作されております。この申請

地の北側の農地はすでに譲受人の農地です。譲受人は30年来農業をしています。周辺農地への影響もありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号6番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

12番 先週譲受人と会い、詳細を聞かせていただきました。2筆あるうちの南側の田はすでにビニルハウスが建ててあり、譲受人が管理・耕作しております。北側の1筆は譲渡人が耕作しておられたのですがこの度、高齢になり耕作が難しくなったということで売買に至りました。譲受人の父親は認定農業者であり譲受人はその後継者にあたります。この認定農業者は7町位水田を耕作しており、また育苗のほうにも取り組んでおられます。譲受人は農業後継者としてオペレーション業務を主に任されております。技術、機械、労働力について問題ありませんし、また他の農地への影響もありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号7番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

4番 内容については議案書摘要欄のとおりです。5月14日に譲渡人とは電話で、譲受人とは面談し、現地確認を行いました。譲渡人と譲受人はおじと甥の関係にあります。譲渡人の自宅は申請地から遠く、実際の農地の管理はこの譲受人がしていました。譲渡人は

高齢であり、譲渡したいということで申請に至りました。申請地は譲受人の父親の農地に隣接しております。技術、機械、労働力また他の農地への影響もありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号8番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

15 番 16番委員欠席のため、代読します。5月10日譲受人と面談し、現地調査を行いました。田の方は譲受人の所有農地と実質1枚の田になっており、今現在譲受人がこの農地を管理・耕作されています。それからその上にある畑の方も売買で譲渡することに、話がついております。譲受人はこの農地で麦と大豆を耕作する予定であるそうです。5月11日に譲渡人の方へも面談を行いました。遠方であり、耕作は大変困難な状況で今後農地の管理等自分では難しく、譲受人に譲渡したいということでした。譲受人は機械も所有しており、草刈り、水路維持の管理も十分であります。周辺農地への影響もありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

3 番 今回の売買の農地面積と譲渡人の経営規模の差額面積が56㎡というのは何か情報がありますか。

15 番 16番委員からそこまで聞いていないのでわかりません。

事 務 局 56㎡残っておりますが、今わかっているのは37㎡と19㎡の2筆の畑が残っているということです。先ほど説明がありましたように譲受人が取得される田が、譲渡人の田と1筆になっております。そういうわけでその田と、便利がいいので隣接している畑を譲受人が購入すると聞いております。残っている農地についてはどうされるかは聞いておりません。

会 長 この件についてほかにご意見ご質問等はございませんか

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 8 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 9 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

9 番 内容については議案書摘要欄のとおりです。譲受人は新規就農事業で北広島町で昨年から研修を受けておられました。この度譲渡人から 10 年の賃借権で農地を借り受け、ビニルハウス 15 棟を建て、ハウレンソウを耕作したいということです。この農地以外にも 2 筆、3 条以外で借りられる予定です。機材、資材、機械の購入の見積もりも取られ、新規就農に向けて頑張りたいと先日面談で聞かせていただきました。周辺農地への影響もありません。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 9 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 10 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

18 番 5 月 14 日に譲受人と面談しました。内容については議案書摘要欄のとおりです。譲渡人は現在地元には住んでおられません、その母親だけが居住されております。譲渡人は町外に住んでおられ、休日に帰って来て少し農業をされている程度です。田も少しありますがお母さんも高齢となられ、他の方が耕作している状態です。譲受人はハウレンソウをハウス栽培しておられます。譲受人は規模拡大を図るため借り受けることができる農地の適地を探していたところ、以前近くに住んでいた譲渡人と売買の話がまとまりこの申請となりました。6 筆あります。自宅近くに借り受ける農地の隣地にはすでにビニルハウスでハウレンソウの栽培をされておられます。自宅から少し離れた川上側は従前地です。周辺農地への影響もありません。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 10 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号 11 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 1 番 内容については議案書摘要欄のとおりです。始末書が添付されています。申請地は現在駐車場として利用されています。申請地に隣接している道路の改良があった時に、この農地が残地として細長い農地として残ったため、その時に一緒に埋めて整理されたということです。この度そこが農地の地目のまま残っていたということで申請に及ばれました。周辺にも問題はないと見受けられます。以上のことから、追認許可妥当であると考えます。

3 番 今回このことが判明したことについて、どのような経緯、いきさつ、理由からでしょうか。

1 1 番 このことについては以前から認識があったようです。いつかは申請を出そうと思っておられたのが、農地の調査の時に指摘があり今回の申請になったようです。

会 長 この件についてご意見ご質問はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 11 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 12 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

12番 内容については議案書摘要欄のとおりです。申請人は父親が亡くなったことを機に、不便であった墓所を生家近くに移すことにしました。母親が一人で生家におられますが、もう高齢になられ田も耕作してもらっている状態です。家の近くの畑も利用していないことからそこを墓所としたいそうです。周辺営農への影響はありません。以上のことから許可妥当であると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号13番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

5番 5月16日に申請人とお会いして現地確認を行いました。内容については議案書摘要欄のとおりです。始末書が添付されています。申請人の父親が約20年前に利便性を考えて墓所を移転されました。その父親が亡くなられ書類の整理をされていたところこの申請地の地目が農地のままであり、申請が必要であったことに気づかれ申請に至りました。周辺営農への影響はありません。なお形状不整形のため土地への進入路を含めての申請になります。面積は妥当と思われます。以上のことから追認許可妥当であると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号13番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会長 番号14番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

11 番 内容については議案書摘要欄のとおりです。始末書添付となっています。申請地は先程 4 条申請にありました 11 番案件の隣であります。申請地は 36 m²で、現在宅地進入路として利用されています。申請地に隣接している道路の改良があった時に、この農地が残地として小さく農地として残ったため、その時に一緒に埋めて整理されたということです。この度そこが農地の地目のまま残っていたということで申請に及ばれました。また譲渡人と譲受人は親戚の関係にあたり、権利の内容は贈与での所有権移転です。周辺にも問題はないと見受けられます。以上のことから追認許可妥当であると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 14 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 4 号 非農地証明申請について

会長 番号 15 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

6 番 5 月 12 日に申請人の案内のもと私が現地調査をしました。私と会長と 11 番委員とで今朝も現地調査をしてきました。もともとは畑でしたが、申請地の隣地に杉を植えておられて、相当に大きくなっていて申請地が日陰になっており耕作できない状態で、桧を植林してあります。30 年くらい経っているように見受けられました。調査の結果、現況では山林にいたっており、農地へ復元困難であると認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 15 番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号 16 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 1 番 5月19日に会長と4番委員と私で現地調査を行いました。内容は摘要欄の通りです。これはもう長年放棄されており場所が特定できないほど山林化しておりました。周辺も全部山になっています。農地に復元困難と認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 16 番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

議案第 5 号 農用地利用集積計画について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。)これらは、農業経営基盤強化促進法第 1 8 号第 3 項各要件を満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について異議ない旨を回答して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって異議ない旨を答申することに決定しました。
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了いたします。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩